２０２０年９月１８日

各　　　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島自治体問題研究所

理事長　山田　健吾

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒730-0051広島市中区大手町五丁目16-18）

**「地方自治体の法実務セミナー」のご案内**

皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

地方自治体とその職員は、法令に基づきながら、これを活用して「住民の福祉の増進を図る」行政活動（事務）を行うことを任務としています。

本セミナーでは、そのような地方自治体の行政活動に適用される法令にはどのようなものがあるかを学ぶとともに、それをどのように理解し運用すればよいかについて、具体的な事例に即しながら、活用力を養うことをめざします。

ついては、下記のとおりセミナーのご案内を申し上げますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。周りの方にも参加を呼び掛けていただければ幸いです。

記

1.　名　　称　自治研セミナー「地方自治体の法実務セミナー」

2.　主　　催　広島自治体問題研究所

3.　講　　師　広島大学名誉教授　田村　和之　（行政法）

4.　開催日時　３回の講座（各回ごとに募集、１回でも参加可能）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1回 | 10月24日（土） | 14：00から17：00 | 10月7日（水）申込〆切 |
| 第2回 | 11月21日（土） | 14：00から17：00 | 11月4日（水）申込〆切 |
| 第3回 | 12月19日（土） | 14：00から17：00 | 12月2日（水）申込〆切 |
| 予備日 |  1月23日（土） | 14：00から17：00 |  1月6日（水）申込〆切 |

5.　場　　所　広島自治体問題研究所（広島市中区大手町5-16-18　３Ｆ）

6.　対象者　主に地方自治体職員、地方議員、自治体行政に関心のある人など

7．内　　容　別紙のとおり

8.　受講費用　１回3,000円

9.　定　　員　各回　10人

10.　問い合わせ先

広島自治体問題研究所
☎ 082-241-1713　　fax082-298-2304
Email:hjitiken@urban.ne.jp

別紙　　　　　　　　　　　地方自治体の法実務セミナーの要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広島自治体問題研究所

**（目的）**

　　地方自治は、憲法原理の一つである。

地方自治体は、中央政府（国）と並んで統治組織であり、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」（地方自治法１条の２第１項）

このような地方自治体は、独自の組織・機構を有し、職員を配置し、住民から税を徴収し、住民の福祉の増進のために、いろいろな業務（事務）を実施している。つまり行政活動を行っている。

　いうまでもなく、地方自治体の行政活動は、法律・条例などの法令に基づいて行われる。地方自治体とその職員は、法令に基づきながら、これを活用して住民の福祉の増進を図ることを任務としている。

　　本セミナーでは、そのような地方自治体の行政活動に適用される法令にはどのようなものがあるかを学ぶとともに、それをどのように理解し運用すればよいかについて、具体的な事例に即しながら学びながら、実際的な活用力を養うことを目的とする。

**（開講方法）**セミナー方式。

　・事前に、講師が各回の課題を質問形式で提示する（２週間前までにメールで送る）。

・受講者は、事前に示された課題について、自分なりの説明ができるように準備して参加する。

・講師は、適宜、参加者を指名して説明を求める。

・参加者の説明をもとに、参加者全員で課題について、討論し、最後に講師が講評とまとめを行う。

　・各回の終了後

参加者は、１週間以内に、追加的な質問を含めた「感想文」を、メールで提出する。

講師は、これに対して、応答できるものについてはメールで応答し、また、場合によっては、次回セミナーの冒頭で、直接説明する。

（対象者）地方自治体職員、地方議員、自治体行政に関心のある者など

（担当講師）広島大学名誉教授　田村和之

（定　員）　各回　１０人

（開講日時）１０月２４日、１１月２１日、１２月１９日の土曜日の１４時から１７時まで

（開講場所）広島自治体問題研究所事務所（広島市中区大手町５－１６－１８　パルビル３Ｆ）

（受講料）１回　３０００円

（第１回）　１０月２４日（土曜日）１４時から１７時

　テーマ　地方自治体の事務とは

自治事務、法定受託事務、機関委任事務、国の関与とその方法など

（第２回）１１月２１日（土曜日）１４時から１７時

　テーマ　行政手続を学び、その活用をはかる。

　　行政手続法・行政手続条例

（第３回）１２月１９日（土曜日）１４時から１７時

　テーマ　行政法の基礎を学ぶ－その１

行政立法、行政行為（行政処分）、行政契約、行政指導など